

第54回農地総会議事録

開催日時	令和3年12月7日（火） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	大崎 恭寿 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 植田 俊博 ・ 加藤 孝幸 ・ 廣井 千里 中島 義幸 ・ 久保田 彦昭 ・ 森田 浩明 ・ 大野 哲 ・ 竹内 佳代 ・ 中島 正根 山本 和正 ・ 前田 眞作 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 矢野 強 以上18名	
欠席委員	中村 富貴	以上1名
事務局出席者	加藤事務局長・近森次長・竹内係長・野中主任・岡本主査補 以上5名	
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 農用地利用集積計画変更の件 議案外（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 非農地証明願の件 ・ 農地法各号の申請取消・取下・訂正処理の件
備 考〔添付書類〕	○第54回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○転用許可等の結果について（報告） ○令和3年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時45分)) ただ今より第54回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は中村富貴委員の1名です。委員総数19名中、18名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	<p>総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。</p> <p>私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。</p> <p>署名委員は、森田浩明委員、山本和正委員の2名にお願いいたします。</p>
議 事 長 野中主任	<p>ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p> <p>今月は、全体で5件の申請が出されております。議案書は2ページをお開きください。</p> <p>案件1は、宗安寺、市街化調整区域、田、354㎡外9筆、合計4,162㎡を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。</p> <p>現地案内図は、No.1-1からNo.1-3をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。</p> <p>譲受人は佐川町に居住しているため、経営面積を確認する資料として、佐川町農業委員会の発行した譲受人の農家台帳が添付されております。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地は全て耕作しているとのことで、経営農地が佐川町であることから、佐川町農業委員会に耕作状況について照会したところ、全て耕作しているとの回答を得ております。</p> <p>また、今回の申請地では、水稻及びみかんを栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具の保有状況については、トラクターなど計5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、田はこれまでと同様に水田として利用するため、ま</p>

た、畑についてはみかんを栽培し、周辺と同様の防除基準に基づいて耕作するため、周辺の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、田はこれまでと同様に水田として利用するため、また畑についてはみかんを栽培し、周辺と同様の防除基準に基づいて耕作するため、周辺の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。

案件2は、池、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、446 m²を、譲受人の自宅に隣接することによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地、緑に塗った所が譲受人の自宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており、農機具については、トラクターなど計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、別世帯の子ども2人も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、議案書に記載のありますとおり、譲受人の経営農地は3,564 m²で下限面積要件を満たしておりませんが、本案件が許可となりますと経営面積は合計で4,010 m²となるため、下限面積要件を満たすこととなります。

また、譲受人の経営農地は全て南国市にあるため、耕作状況について南国市農業委員会に照会したところ、全て耕作又は保全管理されているとの回答がありました。

案件3は、春野町弘岡上、市街化調整区域、畑、26 m² 外2筆、合計283 m²を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地は全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では野菜・柿を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻と両親も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得する畑の周囲は水稻作及び畑作地帯であり、取得後もこれまでどおりの栽培を行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

案件4は、春野町弘岡中，市街化調整区域，畑，191 m²を，譲受人の社会福祉法人が運営する居宅介護支援事業所の利用者が，野菜栽培を行う畑として利用するため，売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため，耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと，譲受人の法人は，利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行っており，春野町西分にある高齢者の入居施設及び通所事業所の利用者が，レクリエーションの一つとして様々な野菜を栽培するため，今回の申請地を取得することとしたもので，収穫した野菜は，施設内で消費するとのことでした。

このほか，申請書の別添によりますと，農機具については保有してはおりませんが，レクリエーションを目的とした耕作を行うのみであるため，大農機具は使用せず，必要に応じて鍬などの農具を購入して作業を行うとのことでした。

周辺農地への影響につきましては，地域の水利調整の取り決めに遵守し，農薬の使用方法等について，地域の防除基準に従い営農をするため，特に影響がないと考えるとのことでした。

なお，通常農地を取得する場合は，下限面積要件を満たす必要があり，また農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは許可できないとされておりますが，これらの不許可の例外として，農地法施行令第2条第1項及び農地法施行規則第16条第1項において，「学校法人，医療法人，社会福祉法人等の法人が，権利を取得しようとする農地を業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる」場合には，下限面積要件に関わらず農地を取得することができることと定められております。

よって，本件についても，対象農地を当該法人の業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には，不許可の例外に該当するものと考えます。

案件5は，春野町甲殿，市街化調整区域，田，697 m²を，高松国税局が行った公売に参加し落札したため，所有権を移転するという申請です。

9月の第51回農地総会の議案外報告において，本案件の譲受人に買受適格証明を交付したことを報告させていただきましたが，その後，譲受人が申請地を落札したため，今回の申請となったものです。

なお，公売による所有権移転のため，譲受人の単独申請となっております。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有している農地は全て耕作または保全管理しており，今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことでした。

	<p>農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に長男も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に問題がないと考えるとのことです。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認していただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
竹内係長	<p>すいません、事務局から一点補足させていただきます。</p>
	<p>案件4の申請につきまして第四事前審査会の席上で、「近隣で譲受人となっている社会福祉法人がグループホームの運営を計画している。」というふうに聞いているが、今回3条の対象となっている土地については、「畑として使うということで間違いないか」ということで、確認をしてくださいとゆうことで依頼がありまして、申請者代理人を通じまして確認したところ、「畑として使うということで相違ないと」ということで返答を得ておりますのでご報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p>
	<p>案件が第一、第二、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員長	<p>はい、ご報告します。</p>
	<p>案件1について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願い致します。</p>
森田委員長	<p>案件2について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願い致します。</p>
川澤副委員長	<p>案件3～案件5について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは審議の方に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(意見、質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p>
<p>野中主任</p>	<p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p> <p>今月は2件の申請が出されております。議案書は5ページとなります。</p> <p>案件1は、布師田、登記地目田、現況畑、66㎡を、自家用の露天駐車場とするため、所有権を移転し、転用するという申請です。</p> <p>現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地、緑に塗ったところが譲受人自宅です。</p> <p>農業振興地域農用地の指定及び農地の種別につきましては、申請地は本年8月に農業振興地域農用地から除外されております。申請地近隣は宅地化が進んでおり、街区の宅地化率が40%を超えることから、第三種農地となります。</p> <p>資料①をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人は申請地近隣に居住していますが、自宅敷地の駐車場が狭隘であるため、本件申請地を選定したものです。</p> <p>資料2枚目の平面図をご覧ください。</p> <p>申請地は自家用車2台分の駐車場を設置する予定です。</p> <p>造成は行わず整地のみとし、表面については砕石敷とする予定です。</p> <p>進入路については申請地南側市道から進入する予定です。進入路の設置について、取り合わせ工事、占有等などは行いません。</p> <p>排水計画としては自然浸透のみで処理する予定です。</p> <p>申請地周辺は、東側、北側、西側は宅地となっております。南側は市道、水路を挟んで畑となっておりますが、申請地からは5m以上離れており転用による影響はありません。</p> <p>排水については申請地の西側・北側は宅地の塀、東側はコンクリートの框で塞がれ</p>

ており、雨水が流出しません。

また市道に面した南側も周囲より 5-10 cm程度低くなっており、雨水が流出しにくくなっているほか、境界部分にコンクリートブロックを設置し、流出防止対策をとることです。

資金証明書類として預金通帳の写しが添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。

申請地は土地改良区内となりますが、特に意見なしとの意見書がついております。

このほかの添付書類として土地の全部事項証明、関係図面等、必要な関係書類一式が添付しております。

土木委員の意見については、特に問題ないとのことです。

続きまして案件 2 は、大津、登記地目田、現況畑、登記面積 347 m²、全体の測量面積 412.73 m²のうち 377.60 m²を、所有権を移転し、自己用住宅に転用するという申請です。

現地案内図は、No.7 をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地、緑に塗ったところが一体利用地です。

農業振興地域農用地の指定及び農地の種別につきましては、申請地は農業振興地域農用地には該当しません。また近隣の電停から 300m以内にあるため、第三種農地となります。

資料②をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は現在の住んでいる借家が手狭になってきたことから自己用住宅の建築を計画し、母の所有する農地を譲り受け、住宅を建築することとしたものです。

事業対象地は雑種地部分と払下げ予定の農道も含め、425.66 m²となっております。うち農地の転用部分は実測 412.73 m²のうち 377.60 m²となります。

現地の状況につきましては資料 2 枚目の平面図をご覧ください。

申請地北側の進入路部分が一体利用地の雑種地および農道払下げ予定地となっております。

敷地内には木造 2 階建住宅 1 棟 101.02 m²のほか、来客用込で駐車場 4 台分、物干し場などを設ける予定です。

このほか居宅の北側、隣地との境界付近に隣地の木が覆いかぶさっている部分があり、この部分は分筆して農地のまま残すようになります。

土地の造成は行いませんが、地盤改良を行い、砕石敷をします。

進入路計画としては申請地北側の県道より進入する計画となっております。車両進入

	<p>の際には東側隣地の一部を通行することになりますが、このことについて隣地所有者との協議が済んでおり、現在、承諾書の提出を得ています。</p> <p>被害防除計画として、申請地周辺は、東側は宅地、西側が農地、南側は堤および河川、北側は分筆予定の自己所有の畑、雑種地、道路となっています。</p> <p>西側の畑については転用にかかる同意書を得ています。</p> <p>排水について、生活雑排水については合併浄化槽を経由して、申請地北側の水路に放流、雨水についても集水し、北側水路に放流する計画です。</p> <p>資金証明書類として銀行の融資証明が添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。</p> <p>他法令等の許認可については、排水管接続にかかる転用許可と排水同意については許可済です。都市計画法の開発許可、農道の払い下げについて申請中となっております。</p> <p>このほかの添付書類として土地の全部事項証明、関係図面、隣接農地の承諾書が添付されております。</p> <p>土木委員の意見については、とくに問題がないとの意見をいただいています。</p> <p>第2号議案については以上です。</p>
議長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員長	<p>案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは、第2号議案につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>すべての案件につきまして許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定致しますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>それではその様に決定いたします。</p> <p>続きまして第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画</p>

野中主任

の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

今月は全体で42件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規案件が9件、更新案件が33件となっております。

議案書は7ページに利用権設定の総括表を掲載しております。

表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が39人で延べ46人、利用権の設定を受ける者が28人で延べ46人となっております。

土地の内訳は、田が148筆で97,020.69㎡、畑が23筆で10,939.26㎡、採草放牧地が19筆で75,749.00㎡、合計190筆で183,708.95㎡となっております。

設定の内訳を見ますと、新規設定が29筆で20,189.00㎡、更新設定が161筆で163,519.95㎡となっております。

利用権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、利用権の新規設定分のみご説明いたします。

貸借の開始時期はすべて令和4年1月1日となります。

議案書は17ページをお開きください。

17ページから18ページにまたがります案件6は、布師田、田、756㎡外10筆、合計7,684㎡に5年間、賃借権を新規設定するものです。

議案書は22ページから23ページをお開きください。

議案書22ページの案件15、23ページの案件16は賃借人が同一の関連案件となります。

案件15は、介良、田、654㎡外1筆、合計1,284㎡に、5年間、賃借権を設定するものです。

案件16は、介良、登記地目田、現況畑、343㎡外3筆、合計2,997㎡に、5年間、賃借権を設定するものです。

賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は現在、実家の農業を手伝っており、本件申請地も父が利用権を設定していた農地となります。

今後は、近々定年退職となる夫とともに専業農家として経営を継続する予定とのことです。

また案件の申請地は未相続地となっておりますが、相続人全員の同意があることを事務局にて確認しております。

議案書は28ページに移ります。

	<p>案件 24, 25, 27 は農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける案件となります。</p> <p>案件 24 は、介良乙、田、586 m²に、5 年間、賃借権を設定、案件 25 は、介良乙、田、486 m²外 4 筆、合計 2,489 m²に、5 年間、賃借権を設定、案件 27 は、大津甲、田、1,200 m²に、5 年間、賃借権を設定するものです。</p> <p>それぞれの貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>議案書は 32 ページに移ります。</p> <p>案件 36 は、春野町弘岡下、田、598 m²に、5 年間、使用賃借権を設定するものです。</p> <p>案件 37 は、春野町弘岡下、田、857 m²に、5 年間、賃借権を新規設定するものです。</p> <p>案件 38 は、春野町芳原、田、760 m²に、5 年間、使用賃借権を設定するものです。</p> <p>議案書 33 ページにまたがります案件 40 は、春野町芳原、田、864 m²外 1 筆、合計 1,734 m²に、5 年間、賃借権を設定するものです。</p> <p>以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件について、本日の農地総会で計画が妥当なものと決定されますと、令和 4 年 1 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。以上で第 3 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	はい、説明が終わりました。
加藤委員長	<p>事前審査会の報告をお願い致します。</p> <p>案件が第一、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の、加藤委員長より報告をお願いします。</p> <p>案件 1～案件 3 については、計画を妥当と認めました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。
山本委員長	<p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願い致します。</p> <p>案件 4～案件 31 については、計画を妥当認めました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。
川澤副委員長	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願い致します。</p> <p>案件 32～案件 42 については、計画を妥当と認めました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。
	事前審査会の報告が終わりました。

	<p>案件 22 については、申請の当事者が農業委員のご家族となっておりますので、先にこの案件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、まず案件 22 について審議いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律, 第 31 条第 1 項の規定に基づき, 該当の委員さんは本案件を審議する間は退席をお願いします。</p>
委員	<p>(委員 退席)</p>
議長	<p>案件 22 について、ご意見やご質問がございましたらお願い致します。</p>
委員	<p>(意見, 質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件 22 につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>事務局は委員さんを復帰させてください。</p>
委員	<p>(委員 着席)</p>
議長	<p>つぎにそれ以外の案件について審議します。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願い致します。</p>
委員	<p>(意見, 質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件 22 以外のすべての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>第 4 号議案, 農用地利用集積計画変更の件</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
野中主任	<p>今月は全体で 1 件の申請が出されております。</p> <p>議案書は 35 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は, 令和元年 12 月 5 日に開催されました第 30 回農地総会でご審議いただき, 令和 2 年 1 月 1 日付で公告されました利用権設定の計画につきまして, 借賃を 75,000 円から 150,000 円に変更したいという内容で申し出があったものです。</p> <p>議案書では, 変更後の計画でグレーに塗っている部分が変更箇所となっております。</p> <p>利用権の変更内容につきましては, 法律上, 公告等の手続きが定められていないことから, 本日の総会で承認されますと, 計画が変更となります。</p>

議 長	<p>以上で第4号議案の説明を終わります。</p> <p>はい、ただいま第4号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員長	<p>案件1について、計画の変更を妥当認めました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただちに審議にはいります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願い致します。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>計画の変更を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>計画の変更を妥当なものとして決定いたします。</p> <p>それでは事務局より議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。</p>
野中主任	<p>続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は39ページをご覧ください。</p> <p>今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、中央が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は41ページをご覧ください。</p> <p>今月は16件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、旭が1件、42ページにまたがりまして初月が3件、鴨田が2件、三里が1件、43ページにまたがりまして長浜が2件、一宮が3件、44ページに移りまして、五台山が1件、介良が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は46ページをご覧ください。</p> <p>今月は1件の届出が出されており、介良地区の案件となっております。</p>

<p>議長 委員 議長</p>	<p>本案件につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、通知を受理しております。</p> <p>続きまして、「⑤非農地証明の件」についてご報告いたします。議案書は48ページをお開きください。</p> <p>今月は9件の申請が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、鴨田が2件、一宮が3件、49ページにまたがりまして春野が2件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地を確認し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしていることから、事務局専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、「⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は51ページをご覧ください。</p> <p>今月は農地法第4条届出の取消について、1件の申請が出されており、地区は、長浜地区となっております。</p> <p>本案件は、露天駐車場への転用届出の取消であり、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、通知を受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いします。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>事務局連絡 竹内係長</p> <p>近森次長</p>	<p>はい、それではまず、本日机上配布いたしました横長のA4の用紙のプリント（「転用許可申請等の結果について（報告）」という資料についてご覧ください。</p> <p>農地総会等でご審議頂きました案件のうち11月以降本日までに県知事より許可がおりたものが1件ございますので次の通り、ご報告いたします。</p> <p>5条許可が1件でございます。</p> <p>この件については以上です。</p> <p>ほかに何かありませんか？</p> <p>それでは私の方から（「令和3年度今後のスケジュール」）について説明いたします。</p> <p>まず、来年の1月7日、金曜日の午後に農地総会を予定しております。場所は同じくこのたかじょう庁舎6階大会議室となります。出席者は全農業委員さんを予定しております。事前審査会につきましては、第一、第二が12月24日の（金曜日）第三、第四が12月27日の（月曜日）を予定しております。1月21日でございますが、農業委員会全員</p>

研修会とゆうことで、同じくたかじょう庁舎6階大会議室とする予定をしております。出席者につきましては全農業委員さんと全推進委員さんを予定しております。内容といたしましてはこの会場でオンラインによる開催になりますが、高知県農業会議による研修会を予定しております。そのあと、まだ時間が決まっておりませんが、もし全員研修会の後に時間の余裕がありましたら、全体会とゆうことで農業委員会で会を行いたいと思います。

それとここには書いておりませんが、みなさんの方に人・農地プランの地区座談会とゆうことで、お手紙等が農林水産部の方から届いているかとはおもいますが、事務局の方に通知が来たのが先週の後半でしたのでこちらからまた担当地区の農業委員さん、推進委員さんにお手紙を郵送する予定でございますが、口頭で開催される日程を読み上げます。

まず、12月14日（火曜日）、15時～16時を予定しております。初月地区が第一番目開催場所といたしましては、JA高知市の初月支所で執り行います。15日（水曜日）は同じく同時間にJA高知市大津支所で大津地区の座談会を行う予定でございます。16日（木曜日）同じく同時間で介良地区でございますがJA高知市介良支所で行う予定としております。

四回目でございますが、12月17日（金曜日）同時間帯にJA高知市高須支所で高須地区の座談会を予定しております。

週が変わりまして、12月20日（月曜日）の同時間にJA高知市秦支所で秦地区の座談会を行うこととしております。

12月21日（火曜日）同時間に布師田ふれあいセンターで布師田地区の座談会を予定しております。

12月22日（水曜日）同時間にJA高知市一宮支所におきまして、一宮地区の座談会を予定しております。

今年の最後になりますが、12月23日（木曜日）同時間に五台山ふれあいセンターで五台山地区の座談会を行うこととしております。

主催は農林水産部の方になりますが、事務局の方も1名から2名程度参加するように予定をしておりますので、皆様も参加をよろしくお願い致します。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局からの連絡に関しまして、ご意見ご質問はございませんか？

委員 すいませんがその件について確認です。人・農地プランの座談会について、農業委員さんにも連絡が来るということで間違いありませんか？確認です。

近森次長	はい、私共も先ほど申し上げた通り連絡が農林水産部から来たのが先週とゆうことで割り振りの方をきめておりまして、また文書のほうで担当地区の農業委員さん、推進委員さんには郵送でお知らせしておきます。
委員	担当地区によっては最適化推進委員がやりますので、農業委員がいないところはどうなりますか？
近森次長	その件については、竹内の方からお答えします。
竹内係長	昨年度、春野地区では推進委員さんしかいないところは、推進委員さんだけの出席という形にしていたかと思いますので、今年につきましも農業委員さんがいない地区につきましては、推進委員さんだけにご案内とゆう形になろうかと考えております。よろしいですか？
委員	開始時間は何時ですか？
竹内係長	時間ですか？時間はすべて午後3時開始で1時間程度の開催を予定しております。よろしいでしょうか。
議長	ほかに、ご意見やご質問がございましたらお願い致します。
委員	そしたら、春野地区は年明けに開催とゆうことでよろしいか？
竹内係長	春野地区については日程等について聞いておりません、おおかたの去年行った地区につきましては、今年はいりません。
議長	ほかに、ご意見やご質問はありませんか？ 無い様でしたら事務局からの連絡を終わります。 ほかに、ご意見やご質問はありませんか？ ご意見やご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします
次回農地総会 議長	次回の農地総会は来年1月7日（金曜日）を予定しております。
閉 議 会 議長	お疲れ様でした 以上で第54回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時45分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 4 年 7 月 7 日

議 長 上田 博

議事録署名委員 森田 浩明

議事録署名委員 山本 和正

議事録作成者 岡本 誠一